

市が直接責任をもつ事業として、 公設公営の名にふさわしい 学童保育の条例を！

いよいよ、今日から21日まで12月議会が開催されます。この12月議会では、学童保育公設公営化に関する条例が審議される予定です。

これまでのチラシでお伝えしたように、学童保育の父母・指導員で構成される学童保育連絡協議会は昨年2月から、公設公営化に向けて市との協議をすすめてきました。

しかし、「希望する子どもたちは全員入所できるのだろうか？」「父母の負担はどの程度になるのか？」「現在おこなっている保育内容は保障されるのだろうか？」「指導員の勤務時間や働く条件はどうなるのだろうか？」「現在働いている指導員の雇用はどうなるのか？」など、この時点に至っても肝心のことが明らかにされないという大変由々しき事態となっています。



こうした中で、条例とそれにとまなう規則によって4月から実施される予定の公設公営学童保育の内容が規定されることとなり、私たちはどんな内容になるのか大変不安があります。

12月議会が始まるに当たって、私たちの要望をあたためてお伝えするものです。

施設・保育内容・父母負担・対象児童・開設時間、運営など様々な課題と要望がありますが、ここでは、指導員問題に限って明示します。

●指導員の労働条件は、すくなくとも現状を下回らないものにする事。

①「5年有期雇用」が撤廃されること。

②35時間の労働時間が保障されること。

③所定内勤務時間を超えた場合は、割増報酬を支給すること。

④報酬額は類似職種（たとえば常勤保育士）の勤務時間比例とし、経験給や年齢給が加算されること。

⑤長休時（夏休みなどの学校休業日に朝から開設する場合）手当、期末手当を支給すること。

⑥現行「規則」の年次有給休暇の拡充、特別休暇の有給化をはじめとする休暇制度の改善と新設。

●研修制度を充実すること。

●指導員採用は、「非常勤一般職」の規則にもとづいて「選考」とし、選考基準にこれまで働いてきた経験を配慮したものにする事。

9月から始まった署名は7万名をはるかに越えてさらに広がっており、私たちの要望が多くの市民の方々に支持されています。

私たちは要望を訴えながら、12月議会において、公設公営の名にふさわしい学童保育条例が成立するよう、その審議をしっかりと見守っていきます。

船橋市学童保育指導員労働組合

1999年12月1日 NO.13